

船舶事故調査報告書

令和元年 10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	養殖施設損傷
発生日時	令和元年6月18日 20時30分ごろ
発生場所	大分県佐伯市 ^{おおにゅう} 大入島北東方沖 浅海井港久保沖防波堤灯台から真方位106° 2.3海里付近 (概位 北緯33° 02.3′ 東経131° 58.5′)
事故の概要	プレジャーボート ^{ふくゆう} 福勇丸は、航行中、養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和元年7月3日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 福勇丸、1.1トン 294-12712大分、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 なし 養殖施設 囲い網に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣りを終えて帰港の目的で、GPSプロッターを作動させて西南西進中、‘大入島北東方沖に設置された養殖 ^{いかだ} 筏’（以下「本件養殖筏」という。）に進入し、本件養殖筏の囲い網が推進器に絡まり、航行不能となった。 船長は、慣れた海域であったので、養殖施設が設置されていることを知っていたが、本件養殖筏の近くに最近できた別の養殖施設の灯光を本件養殖筏の灯光と思い、本事故当時、本件養殖筏を既に通過して船首方に航行の支障となる障害物はないと思っていた。
分析	本船は、西南西進中、船長が、船位の確認を行っておらず、別の養殖施設の灯光を本件養殖筏の灯光と思い、本件養殖筏に向かっていないことに気付かずに航行したことから、本件養殖筏に進入し、本件養殖筏が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、西南西進中、船長が、船位の確認を行っておらず、別の養殖施設の灯光を本件養殖筏の灯光と思い、本件養殖筏に向かっていないことに気付かずに航行したため、本件養殖筏に進入したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・慣れた海域でもGPSプロッター等で船位の確認を適切に行うこ

	と。
--	----